

○倉敷市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則

昭和52年9月26日

規則第46号

改正 昭和53年5月22日規則第40号

昭和54年9月17日規則第69号

昭和56年5月12日規則第26号

昭和58年1月31日規則第4号

昭和58年6月30日規則第40号

昭和62年3月25日規則第17号

平成7年3月27日規則第10号

平成9年9月30日規則第78号

平成10年6月30日規則第33号

平成13年9月28日規則第100号

平成14年9月12日規則第94号

平成14年12月27日規則第123号

平成15年9月24日規則第69号

[この改正で題名改正]

平成17年7月28日規則第140号

平成18年9月29日規則第88号

平成19年6月29日規則第51号

平成19年12月26日規則第75号

平成20年3月25日規則第17号

平成20年6月30日規則第52号

平成21年3月5日規則第11号

平成21年6月26日規則第71号

平成21年7月27日規則第72号

平成23年4月26日規則第35号

平成23年4月26日規則第36号

平成23年9月20日規則第49号

平成24年6月29日規則第56号
平成25年5月15日規則第63号
平成26年5月1日規則第44号
平成26年6月27日規則第48号
平成26年9月26日規則第63号
平成27年5月18日規則第60号
平成28年5月31日規則第45号
平成29年5月25日規則第39号
平成30年6月28日規則第55号
平成30年6月28日規則第56号
令和元年5月16日規則第52号
令和2年5月15日規則第59号
令和3年6月1日規則第57号
令和3年6月18日規則第63号
令和4年5月23日規則第37号
令和5年5月8日規則第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、倉敷市ひとり親家庭等医療費給付条例(昭和52年倉敷市条例第41号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(負担上限月額)

第2条 条例第4条第1項の規則で定める額は、別表第1に定める受給資格者の区分(以下「所得区分」という。)に応じ、別表第2に掲げる額(以下「負担上限月額」という。)とする。

(一部負担金の減免)

第3条 条例第4条第2項の特別の理由は、条例による給付を受ける者の属する世帯の主たる生計維持者(療養を受ける者が市町村国民健康保険の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による後期高齢者医療制度の被保険者であるときは世帯主、被用者保険又は国民健康保険組合の被保険者、加入者、組合員又は被扶養者であるときは被保険者、加入者又は組合員とする。)がおおむね過去1年以内の間に次に掲げる事由のいずれかに該当したことにより、倉敷市市税

条例（昭和42年倉敷市条例第161号）第45条の規定により当該市民税を減免され、又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である者（同法第6条第1項に規定する被保護者又は一部負担金の減免により同法の規定による保護を要しないこととなる者をいう。以下同じ。）若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項に規定する支援給付を受ける者となつた場合とし、市民税が課されていない者又は要保護者である者が、おおむね過去1年以内の間に次に掲げる事由のいずれかに該当した場合も同様とする。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた場合
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく収入が減少した場合
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少した場合
- (4) 重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は長期間入院した場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合
(受給資格証の交付等)

第4条 条例第5条及び第6条第3項の規定による申請は、所定の申請書に医療保険各法による被保険者証を添えて、行わなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その適否について審査を行い、適当と認められた者については、所定の交付台帳に記載し、所定の受給資格証を交付し、申請を不適当と認められた者については、所定の却下通知書により当該申請者にその旨を通知するものとする。

3 受給資格証更新の申請は、原則として、毎年6月1日から6月30日までの間に行うものとする。

(一部負担金の減免の手続等)

第5条 第3条の規定に該当し、一部負担金の減額又は免除を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出し、所定の証明書の交付を受けなければならない。

2 前項の規定による証明書の交付を受けた者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院若しくは診療所若しくは薬局又は指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」

という。) に対し、受給資格証とともに前項に規定する証明書を提出しなければならない。

3 市長が第1項の規定による証明書の交付をしたときは、所定の交付簿に記録し、整理するものとする。

(資格喪失)

第6条 条例第6条第4項に規定する受給資格証に記載された受給資格者が受給資格を失ったときの届出は、所定の受給資格喪失届により行わなければならない。

(医療費の支払)

第7条 条例第10条第1項に規定する医療費の審査及び支払に関する事務は、岡山県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に委託して行うものとする。

(医療費支払の特例)

第8条 条例第10条第1項ただし書に規定する規則で定める場合とは、次に掲げる場合とする。

(1) 岡山県以外の病院若しくは診療所又は薬局(以下「医療機関等」という。)で療養を受けた場合

(2) 医療保険各法に規定する療養費の支給の対象となる療養を受けた場合

(3) 医療保険各法に規定する移送費の支給又は家族移送費の支給の対象となる移送を受けた場合

(4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者医療確保法に規定する被保険者資格証明書を提出し、療養を受けた場合

(5) 受給資格者が医療機関等に対し支払った同一の月における条例第4条第1項に規定する一部負担金の合計額が負担上限月額を超えた場合

(6) 岡山県内に事務所を有しない国民健康保険組合のうち別に定めるもの以外のもの又は岡山県外の市町村が行う国民健康保険の被保険者及び岡山県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度の被保険者が療養を受けた場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

(医療費給付申請の方法)

第9条 前条第1号及び第6号に規定する医療費の給付を受けようとする場合は、所定の申請書に医療機関等が発行する領収証又は診療報酬領収証明書を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、岡山県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度の被保険者が

給付を受ける場合は、申請を要しない。

- 2 前条第2号から第4号までに規定する医療費の給付を受けようとする場合は、所定の申請書に保険者が発行する通知書又は所定の証明書を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、岡山県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度の被保険者が同条第2号に規定する給付を受ける場合は、申請を要しない。
- 3 前条第5号に規定する医療費の給付を受けようとする場合は、所定の申請書により市長に申請しなければならない。
- 4 前条第7号に規定する医療費の給付を受けようとする場合は、市長が別に定めるところにより、医療機関等が発行する領収証又は診療報酬領収証明書を添えて、市長に申請しなければならない。

(医療費給付の決定等)

第10条 市長は、前条の規定によるひとり親家庭等医療費給付申請書の提出を受けたときは、給付の適否について審査を行い、適当と認めた者については所定のひとり親家庭等医療費給付決定通知書により、不適当と認めた者については所定のひとり親家庭等医療費給付却下通知書により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(届出)

第11条 条例第13条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 受給資格者及び世帯主の住所及び氏名
 - (2) 被保険者名、加入者名又は組合員名
 - (3) 保険者名
 - (4) 記号番号
 - (5) 附加給付金の内容
 - (6) 受給資格の該当要件
 - (7) 受給資格者のうち一部の者に係る資格喪失
 - (8) 受給資格者の属する世帯の世帯主及び世帯員
 - (9) 受給資格者又は受給資格者の属する世帯の世帯主及び世帯員に係る所得又は課税の状況
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項各号に掲げる事項の変更に伴う届出及び受給資格者のうち一部の者に係る資格喪失の

届出は、所定の変更届により行わなければならない。

3 条例第13条に規定する給付事由が第三者の行為によつて生じたものであるときの届出は、所定の第三者行為傷病届により行わなければならない。

(再交付)

第12条 条例第14条の規定による受給資格証の再交付の申請は、所定の再交付申請書により行わなければならない。

(医療費の返還)

第13条 条例第16条第1項及び第2項ただし書の規定による医療費の返還通知は、所定の通知書により行うものとする。

(児童)

第14条 条例別表に規定する規則で定める者とは、次に掲げる者をいう。

(1) 20歳に達する日の属する年度の末日までの間において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第125条に定める専修学校高等課程に在学する者（学校教育法第90条に規定する大学の入学資格を有する者を除く。）であつて、入学後修業年数が3年を超えない者

(2) 20歳に達する日の属する年度の末日までの間において、職業訓練法（昭和44年法律第64号）第14条第1項第1号に定める職業訓練校に在学する者（学校教育法第90条に規定する大学の入学資格を有する者を除く。）であつて、入学後修業年数が3年を超えない者

(医療費給付台帳)

第15条 市長は、所定のひとり親家庭等医療費給付台帳を備え、医療費の給付に関して必要な事項を記録しておかなければならない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年5月22日規則第40号）

この規則は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則（昭和54年9月17日規則第69号）

この規則は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則（昭和56年5月12日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年1月31日規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、様式第3号、様式第6号及び様式第14号の改正規定は、昭和58年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の倉敷市母子家庭医療費給付条例施行規則に定める様式（様式第6号を除く。）による用紙のうち、この規則施行の際、現に有する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和58年6月30日規則第40号）

この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月25日規則第17号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月27日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の倉敷市母子家庭医療費給付条例施行規則の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成9年9月30日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の倉敷市母子家庭医療費給付条例施行規則の規定は、平成9年9月1日から適用する。

附 則（平成10年6月30日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年9月28日規則第100号）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年9月12日規則第94号）

（施行規則）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条の規定は、平成14年10月1日以後に受けた療養について適用し、平成14年9月30日以前に受けた療養については、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月27日規則第123号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の倉敷市母子家庭医療費給付条例施行規則の規定は、平成14年10月1日から適用する。

附 則（平成15年9月24日規則第69号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に交付したこの規則による改正前の母子家庭医療費給付条例施行規則第2条の規定による受給資格証は、この規則による改正後のひとり親家庭等医療費給付条例施行規則第2条の規定による受給資格証とみなす。

（準備行為）

- 3 受給資格証の交付のために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成17年7月28日規則第140号）

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第88号）

改正 平成21年6月26日規則第71号
平成23年4月26日規則第36号
平成25年5月15日規則第63号
平成26年5月1日規則第44号
平成27年5月18日規則第60号
平成28年5月31日規則第45号
平成29年5月25日規則第39号
平成30年6月28日規則第56号
令和元年5月16日規則第52号
令和2年5月15日規則第59号
令和3年6月1日規則第57号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の倉敷市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成21年3月31日まで及び同年7月1日から令和6年6月30日までの間に行われる療養に要する費用についての改正後の規則第2条の規定による負担上限月額適用については、改正後の規則別表第2中「4,000円」とあるのは「2,000円」と、「2,000円」とあるのは「1,000円」とする。

附 則（平成19年6月29日規則第51号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月25日規則第17号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月5日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月26日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年7月27日規則第72号）

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成23年4月26日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月26日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月20日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月29日規則第56号）

この規則中第1条の規定は平成24年7月1日から、第2条の規定は同年8月1日から施行する。

附 則（平成25年5月15日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年5月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月27日規則第48号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

3 施行日前に受けた第2条の規定による改正前の倉敷市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則第8条第3号に規定する療養に係る医療費の給付申請の方法については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月26日規則第63号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年5月18日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年5月31日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年5月25日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月28日規則第55号）

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成30年6月28日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年5月16日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年5月15日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月1日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月18日規則第63号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1備考の改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の倉敷市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則別表第1備考の規定は、令和3年7月1日以後に受けた療養に係る医療費の給付について適用し、同日前に受けた療養に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則（令和4年5月23日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年5月8日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

所得区分

所得区分	左に係る受給資格者の区分
一定以上所得者	他のいずれの区分にも入らない受給資格者
一般	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者について、療養を受けた月の属する年の前年（療養を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の所得の額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項第1号に掲げる額から当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の12月31日現在において、年齢16歳未満の扶養親族（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号に規定する者をいう。以下同じ。）の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の扶養親族の数に12万円を乗じて得た

	額の合計額を控除した額をいう。)が、それぞれ高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第2項に定める額未満である場合における当該受給資格者(低所得Ⅱ及び低所得Ⅰの区分に属する者を除く。)
低所得Ⅱ	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者が、療養を受けた月の属する年度(療養を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の所得割(地方税法第292条第1項第2号に規定する市民税の所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。))を課されない者(倉敷市市税条例第45条に定めるところにより当該市民税を免除された者を含むものとし、当該市民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。以下「市民税所得割非課税者」という。)である場合における当該受給資格者(低所得Ⅰの区分に属する者を除く。)
低所得Ⅰ	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者が、市民税所得割非課税者であり、かつ、療養を受けた月の属する年の前年中の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)が零である場合における当該受給資格者

備考

- この表において「受給資格者と生計を一にする者」とは、当該受給資格者の加入している医療保険各法(国民健康保険法及び高齢者医療確保法を除く。)の規定による被保険者(当該受給資格者以外の者であつて、かつ、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者(同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。))、船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく組合員、私立学校職員共済制度の加入者又は健康保険法第126条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。)又は当該受給資格者の加入している国民健康保険法及び高齢者医療確保法の規定による被保険者(当該受給資格者以外の者であつて、かつ、当該受給資格者と同一の世帯に属する者に限る。)並びに当該受給資格者と同一の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳をいう。)上の世帯に属する者をいう。

2 低所得者Ⅱの項における所得割の課税又は非課税の判定については、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の12月31日現在において、16歳未満の扶養親族を有する者にあつては1人につき21,300円（16歳未満の扶養親族を有する者が当該療養の給付を受ける日の属する年（当該療養の給付を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前年。以下同じ。）の1月1日現在において地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）に住所を有する場合は、28,400円）の、16歳以上19歳未満の扶養親族を有する者にあつては1人につき11,100円（16歳以上19歳未満の扶養親族を有する者が当該療養の給付を受ける日の属する年の1月1日現在において指定都市に住所を有する場合は、14,800円）の税額控除があつたものとして行うものとする。

3 低所得Ⅰの項における合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第1項に規定する雑所得のうち同条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合における当該合計所得金額の算定は、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（その額が零を下回る場合は、零とする。）に、同項第2号の規定により計算した金額を加えて得た額を、当該給与所得及び当該雑所得の合計額として行うものとする。

別表第2（第2条関係）

負担上限月額

所得区分	当該月における療養が外来療養のみの場合	当該月における療養が入院療養を含む場合
一定以上所得者	44,400円	80,100円に総医療費の1パーセントを加算した額
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	4,000円	12,000円
低所得Ⅰ	2,000円	6,000円

備考 この表において「80,100円に総医療費の1パーセントを加算した額」とは、80,100円と総医療費（条例第4条第1項に規定する総医療費をいい、その額が801,000円に満たないときは、801,000円）から801,000円を控除した額に1

00分の1を乗じて得た額（この額に1円未満の端数がある場合において、その金額が50銭未満であるときはこれを切り捨て、その金額が50銭以上であるときはこれを1円に切り上げた額）との合算額をいう。